平成２０年（フ）第２４４号
長野県東御市和字西田1541番地
破産者　有限会社東燃
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１５８号
静岡県浜松市北区都田町9321番地の15
破産者　インテリアオオノ有限会社
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１１３号
神戸市須磨区南落合２丁目２番503―104号、破産手続開始決定時の住所三重県伊勢市小俣町明野463番地
破産者　庄田　　勇
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２９５号
長野県塩尻市大字洗馬2924番地１
破産者　清水　憲吾
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成１９年（フ）第３０９号
大阪府大阪市中央区内久宝寺町４－２－13　ビーハイツ内久宝寺601、破産開始決定時の住所奈良県御所市大字南十三173番地
破産者　塚本　耕二
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１９年（フ）第３１０号
奈良県御所市大字南十三58番地
破産者　塚本　圭作
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第７９号
奈良県御所市大字南十三173番地
破産者　塚本幸三郎
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第４４２号
奈良県宇陀市室生区下田口1548番地の８
破産者　池上　義雄
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
奈良県香芝市下田西３丁目10番25―301号　アユミマンション
破産者　小川　耕三
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
奈良県橿原市曽我町555番地の２
破産者　川合　保彦
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
奈良県宇陀市菟田野区佐倉1107番地
破産者　石本建設こと　石本　繁文
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
横浜市旭区笹野台４丁目５番15号　富士見荘101
破産者　大沢　久人
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０５号
神奈川県茅ヶ崎市南湖１丁目１番31号
破産者　岩沢　利男
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３３号
横浜市泉区和泉町1949番地４　カモミール弐番館202号
破産者　山田　由美
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０４号
大阪府東大阪市金岡１丁目11―５、申立時住所福井県福井市三郎丸２丁目2903番地
破産者　上島内装こと　上島　　浩
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２２３号
静岡市駿河区登呂１丁目15番15―201号
破産者　平尾　　武
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８号
静岡県焼津市栄町２丁目６番28号
破産者　荒川　敏見
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５５号
静岡県静岡市駿河区下川原３丁目19番15号サンドロⅡ101号、前住所静岡県静岡市駿河区丸子新田497番地の13
破産者　望月　和美
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第４１６５号
愛知県春日井市高森台８丁目２番地２　27号棟106号室
破産者　松本千代子
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１９９４号
愛知県知多市八幡字中嶋82番地
破産者　太秀建設こと　椙江　時男
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部